

議案第 4 2 号

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の  
制定について

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令(令和 3 年政令第 29 号)の施行に伴う行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)の一部改正により、押印の見直しその他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載し  
なければならない」に改め、同条第 8 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 1～3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>第5条・第6条 省略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 1・2 省略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(3) 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 1～4 省略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) 省略</p> <p>6・7 省略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(5) 省略 (実地調査)</p> <p>第9条 1 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(4) 省略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 1～3 省略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第5条・第6条 省略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 1・2 省略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 1～4 省略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)～(3) 省略</p> <p>6・7 省略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(5) 省略 (実地調査)</p> <p>第9条 1 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(4) 省略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>